

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。
- 伐採造林届の添付書類について、森林法施行規則に基づく、統一的な運用に見直されます。
- 書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面（縮尺は任意です）
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 ※法人のうち、支店や営業所名等で届出を行う場合は、本店における法人の登記事項証明書、及び届出を行う者が所属する支店等の社員証等の写し
他法令の許認可関係書類 該当する場合のみ	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
--------------	-----------------------------

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合

② 境界杭などにより境界が明らかな場合

③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

よくあるご質問

○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、届出は出せないのか？

伐採造林届の対象となる森林には、森林簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。森林簿が必要な場合は、土地所有者が市町村へ申請の上、取得することができます。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

住所・氏名が記載されている通知書の表紙、及び伐採を行う山林が記載されている物件の一覧表の写しを添付してください。

○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

このパンフレットは、福島県いわき市で追記・修正しております。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>